

ウイルス性肝炎対策の充実を求める意見書

我が国には、B型及びC型肝炎ウイルス持続感染者が250万人以上もいると推計されており、しかもその大半が、輸血、血液製剤の投与及び予防接種における針・筒の不交換などの不潔な医療行為によるもの、すなわち医原性によるものと言われている。

B型肝炎については、本年6月16日にウイルス感染患者が国に損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決があり国の行政責任が確定したが、C型肝炎については、ウイルス感染患者が国や製薬会社を相手に損害賠償を求めた訴訟が係争中である。

このような状況の中、B型及びC型肝炎は、慢性肝炎から自覚症状のないまま肝硬変や肝臓がんに移行する危険の高い深刻な病気であることから、国には早急な対策が求められるものである。

これまで、国においては、平成17年8月に「C型肝炎対策等に関する専門家会議」において取りまとめられた報告書「C型肝炎対策等の一層の推進について」を踏まえ、B型及びC型肝炎について、肝炎ウイルス検査等の実施や検査体制の強化、治療水準の向上、感染防止の徹底及び普及啓発・相談事業等の施策に取り組んできているが、肝炎患者等の救済に向け、安心して診療等を受けられる体制をさらに整備するなど、ウイルス性肝炎対策を恒久的に推進する必要がある。

よって、国においては、B型及びC型肝炎対策の一層の充実を図るため、ウイルス性肝炎に係る次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 検査体制の整備と検査費用の負担軽減を図ること。
- 2 治療体制の整備を図るとともに治療法等の研究開発を促進すること。
- 3 治療等にかかる費用の負担軽減を図ること。
- 4 ウイルス持続感染者に対する偏見・差別を一掃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成18年12月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 } 各通

北海道議会議員 高橋文明